

戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)
Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program

2020 年度
公募要領

【対象課題名】

「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」

【募集期間】

2020 年 4 月 28 日（火）～2020 年 5 月 21 日（木）（正午）

生きる、を支える科学技術



防災科研

2020 年 4 月
(第 2 版)

内閣府が実施する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期課題「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」（以下「本事業」という。）において、国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「防災科研」という。）は、本事業の委託研究の実施を希望する研究機関を一般に広く募ることといたしました。

本事業への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出して下さい。

◆課題名・プログラムディレクター

課題名：国家レジリエンス（防災・減災）の強化

プログラムディレクター：

堀 宗朗 国立研究開発法人海洋研究開発機構付加価値情報創生部門長

◆公募対象事業

防災分野の研究開発の全体俯瞰に関する調査研究

◆事業開始までの主なスケジュール

募集開始	<u>2020年4月28日（火）</u>
募集受付締切 （e-Radによる受付期限）	<u>2020年5月21日（木） 正午《厳守》</u>
書類審査期間	5月下旬
書類審査結果の通知	5月下旬
面接審査会の開催	5月26日（火）*
採択決定通知	5月下旬
事業開始	6月上旬以降

注）書類審査期間以降の日程は全て予定です。今後変更となる場合があります。

注）全体的な公募説明会は開催しません。個別にweb会議にて対応いたしますので、お問い合わせください。

※ 面接審査会の場所・方法は検討中です。状況に応じて、Web会議システムを使った面接を行うことがあります。

◆本公募に係る基本情報

- ・ 科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針：
<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sipkihonhoushin.pdf>
- ・ 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針：
<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sipshishin.pdf>
- ・ 令和元年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）実施方針：
<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/housin01.pdf>
- ・ 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）
「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」研究開発計画：
https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/9_resilience.pdf

目 次

I. 事業の概要について	1
1. 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の概要	1
2. 課題「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」の概要	2
II. 募集に関する主要事項	8
1. 具体的な実施内容	8
2. 事業規模	11
3. 事業期間	11
4. 採択件数	11
5. 応募の要件	11
6. 選考について	12
(1) 選考の流れ	12
(2) 評価基準	12
(3) 利害関係者の選考への不参加	12
(4) 選考結果の通知等	13
8. 決定後の責務等	13
(1) 代表者の責務等	13
(2) 研究機関の責務等	14
9. 研究開発課題提案書（様式）の記入要領	16
III. 募集に関する一般事項	17
1. 提案書の作成・提出について	17
2. 経費の使途について	17
3. 間接経費について	17
4. 繰越しについて	19
5. 応募に際しての注意事項	19
(1) 提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	19
(2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	19
(3) 研究開発費の不正な使用等に関する措置	21
(4) 研究活動の不正行為に対する措置	23
(5) 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	25
(6) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	27

I. 事業の概要について

1. 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の概要

科学技術イノベーションは、経済成長の原動力、活力の源泉であり、社会のあり方を飛躍的に変え、社会のパラダイムシフトを引き起こす力を持ちます。しかしながら、わが国の科学技術イノベーションの地位は、総じて相対的に低下しており、厳しい状況に追い込まれています。

総合科学技術・イノベーション会議は、「イノベーションに最も適した国」を作り上げていくための司令塔として、その機能を抜本的に強化することが求められています。科学技術イノベーション政策に関して、他の司令塔機能（日本経済再生本部、規制改革会議等）との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ等に、より直接的に行動していく必要があります。

このため、平成 26 年度予算において、「科学技術イノベーション創造推進費」（以下、「推進費」という。）が創設され、内閣府に計上されました。推進費は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための重要な取組の一つであり、府省の枠を超えたイノベーションを創造するために不可欠な政策手段です。

今、国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国の産業にとって将来的に有望な市場を創造し、日本経済の再生を果たしていくことが求められています。このためには、各府省の取り組みを俯瞰しつつ、更なるその枠を超えたイノベーションを創造するべく、総合科学技術・イノベーション会議の戦略推進機能を大幅に強化する必要があります。その一環として、鍵となる技術の開発等の重要課題の解決のための取り組みに対して、府省の枠にとらわれず、総合科学技術・イノベーション会議が自ら重点的に予算を配分する戦略的イノベーション創造プログラム（以下、「SIP」という。）が創設されました。

用語説明

○ガバニングボード（GB）

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員を構成員とするガバニングボード（以下「GB」という。）は、SIP の着実な推進を図るため、SIP の基本方針、SIP で扱う各課題の研究開発計画、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行います。

○プログラムディレクター（PD）

内閣府に課題ごとにおかれているプログラムディレクター（以下「PD」という。）は、担当する対象課題の研究開発計画等を作成し、中心となって進めます。また、研究開発計画の推進にあたっては、研究開発課題の決定を行うとともに、研究開発計画策定および実施の過程においては、研究開発内容の修正・組み替えを含めたマネジメ

ントを行います。

○推進委員会

推進委員会は、内閣府に課題ごとに置かれます。PD が議長、内閣府が事務局を務め、関係省庁、管理法人（以下項目参照）、専門家等から構成されます。当該課題の研究開発計画の作成や実施等に必要な調整等を行います。

○管理法人

管理法人は、研究開発計画に沿って、当該課題を推進する研究責任者（管理法人から研究を受託する者）の公募、委託研究契約等の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、専門的観点からの技術評価（Peer Review）を用いた自己点検の実施、PD 等への自己点検結果の報告、関連する調査・分析、広報活動等、その他研究開発の推進にあたって必要な調整を行います。

なお、本課題の管理法人としては、研究開発計画において、国立研究開発法人防災科学技術研究所が指定されています。

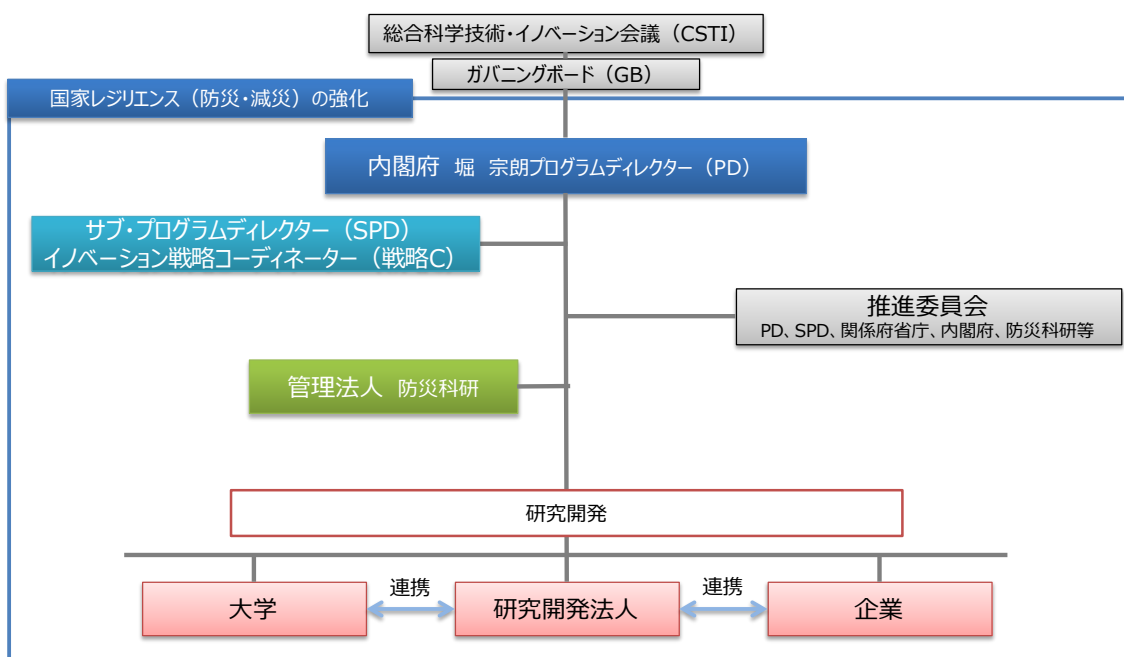


図1:体制図

2. 課題「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」の概要

第37回総合科学技術・イノベーション会議において、「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」がSIP第2期（2018年度～2022年度）の対象課題の一つとして決定され、堀宗朗国立研究開発法人海洋研究開発機構付加価値情報創生部門長が同課題を担当するPDに就任しました。

本課題（国家レジリエンス（防災・減災）の強化）の概要は下記のとおりです。なお、詳細は本課題に係る研究開発計画をご覧ください。

【参考】戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」研究開発計画

https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/9_resilience.pdf

（１）意義・目標等

大規模地震・火山災害や気候変動により激甚化する風水害に対し、市町村の対応力の強化、国民一人ひとりの命を守る避難、広域経済活動の早期復旧を実現するために、南海トラフ地震等の防災に関する政府計画を実施する必要があります。

そこで、本事業では、防災に関する政府計画（例えば、南海トラフ地震で想定される死者 33 万 2 千人の被害を、8 割以上削減）の実施に必要な主要な研究開発項目の全てについて、実用に供し得るレベルでの研究開発を完了し、社会実装の目処を付けます。具体的には、本事業で対象とする 2 つの統合システムについて、最先端技術を取り入れた研究開発を行い、逃げ遅れゼロを目指して、国及び異なるタイプの複数の自治体で実用化します。

これにより、政府目標達成に資するとともに、災害時の Society 5.0 の実現を目指し、SDGs に貢献します。

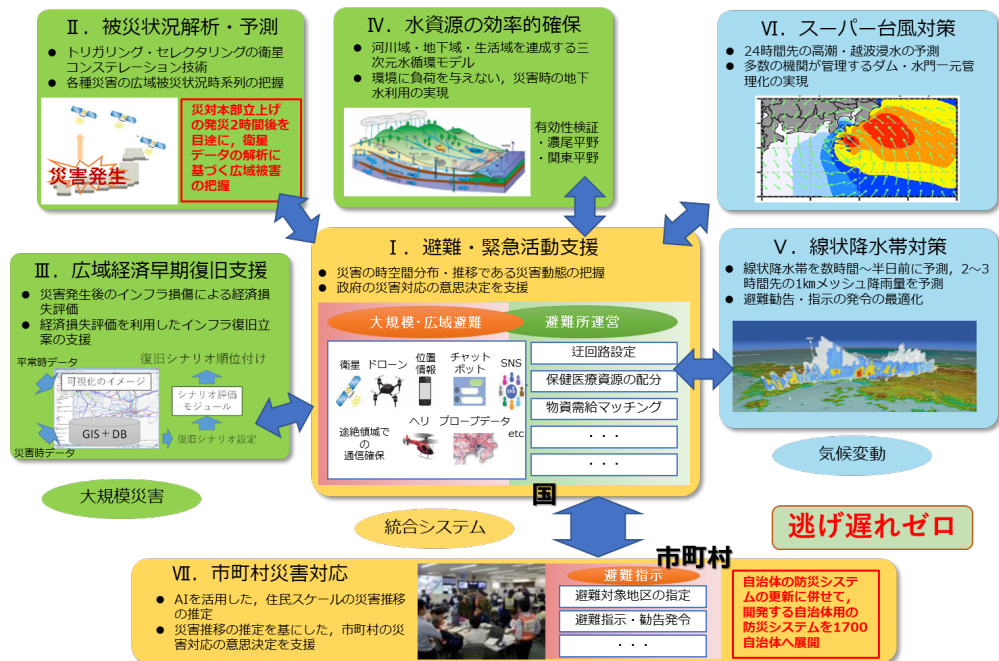


図 2：課題の全体構想

（２）研究開発の内容

国家レジリエンス（防災・減災）を強化するため、以下の 2 つの統合システム

の研究開発を行います。

○ 避難・緊急活動支援統合システム

- ・ビッグデータを活用した災害時の社会動態把握や、衛星等を活用した被害状況の観測・分析・解析を、政府の防災活動に資するよう発災後2時間以内に迅速に行える技術
- ・スーパー台風、線状降水帯について、広域応急対応や避難行動等に活用できるよう、必要なリードタイムや確からしさを確保して予測する技術

○ 市町村災害対応統合システム

- ・短時間でビッグデータを解析し、避難対象エリアの指定や避難勧告・指示を行うタイミングの判断に必要な情報を自動抽出する情報処理技術

(3) 実施体制

PD は、研究開発計画の策定や推進を担います。研究体制を最適化する工夫として、各施策に関連する専門家等複数名をサブ・プログラムディレクター（以下「SPD」という。）に選定し、研究開発計画の策定や推進にあたり PD を補佐します。また、産業動向や政策等に精通する専門家等複数名を、イノベーション戦略コーディネーターに選定し、各施策において実用化に向けた支援を行います。さらに、PD を議長、内閣府が事務局を務め、関係府省庁、専門家等が参加する推進委員会において研究開発の実施等に必要な調整等を行います。

また、管理法人は、防災科研が務め、公募・委託、資金管理、課題の進捗管理、広報・成果発信等を行います。

(4) 産業界からのコミットメント

防災分野には民間企業が参入できるような市場形成がなされておらず、マッチングファンド自体がそもそも容易ではないが、研究開発成果の社会実装に向けて、衛星、AI、ビッグデータ等で災害に係る新技術の研究開発においては、ビジネス展開の観点から産業界（民間企業）の参画が期待される場所であり、公費による適切な支援が重要である。

このため、民間投資の呼び水となるような開発成果を創出することにより、今後の産業界からの投資（人的、物的投資を含む）を、研究開発施策のうち、研究開発費の総額（国と産業界からの投資との合計）の3%程度以上を期待している。

また、アーキテクチャ構築の構築に係る研究項目に関しては、上記のことに関わらず、標準化の実現に資することとし、産業界からは、国費による研究開発費の50%以上の投資を目論むものとする。

(5) 知財に関する事項

知財委員会を防災科研に置き、発明者や事業化を進める者のインセンティブを確保し、かつ、国民の利益の増大を図るべく、適切な知財管理を行います。

(5-1) 知財委員会の設置について

- ・ PD または PD の代理人、主要な関係者、専門家等から構成される知財委員会を防災科研に置きます。また、知財小委員会を課題を構成する研究開発項目ごとに選定した研究責任者の所属機関（委託先）に置きます。
- ・ 知財委員会は、本事業の研究開発成果に関する論文発表及び特許等（以下、「知財権」という。）の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整等を行います。知財小委員会は研究開発項目特有の事案を処理します。
- ・ 知財委員会及び知財小委員会の詳細な運営方法等は、設置する機関において定めません。

(5-2) 知財権に関する取り決め

- ・ 防災科研等は、秘密保持、バックグラウンド知財権（研究責任者やその所属機関等が、プログラム参加前から保有していた知財権及びプログラム参加後に SIP の事業費によらず取得した知財権）、フォアグラウンド知財権（プログラムの中で SIP の事業費により発生した知財権）の扱い等について、予め委託先との契約等により定めます。

(5-3) バックグラウンド知財権の実施許諾

- ・ 他のプログラム参加者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、当該知財権者が定める条件あるいはプログラム参加者間の合意に従い、知財権者が許諾可能とします。
- ・ 当該条件などの知財権者の対応が、SIP の推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。

(5-4) フォアグラウンド知財権の取扱い

- ・ フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第 17 条第 1 項を適用し、発明者である研究責任者の所属機関（委託先）に帰属させることとします。
- ・ 知財権者に事業化の意志が乏しい場合、知財委員会は、積極的に事業化を目指す者による知財権の保有、積極的に事業化を目指す者への実施権の設定を推奨します。
- ・ 参加期間中に脱退する者に対しては、当該参加期間中に SIP の事業費により得た成果（複数年度参加の場合は、参加当初からの全ての成果）の全部または一部に関して、脱退時に防災科研等が無償譲渡させること及び実施権を設定できることとします。
- ・ 知財権の出願・維持等にかかる費用は、原則として知財権者による負担とします。共同出願の場合は、持ち分比率、費用負担は、共同出願者による協議によって定めるこ

とします。

(5-5) フォアグラウンド知財権の実施許諾

- ・他のプログラム参加者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件あるいはプログラム参加者間の合意に従い、知財権者が許諾可能とします。
- ・第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、プログラム参加者よりも有利な条件にはしない範囲で知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とします。
- ・当該条件などの知財権者の対応が SIP の推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。

(5-6) フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾について

- ・産業技術力強化法第 17 条第 1 項第 4 号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等（以下「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。）を除き、防災科研等の承認を必要とします。
- ・合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財権者は防災科研等との契約に基づき、防災科研等の承認を必要とします。
- ・合併等に伴う知財権の移転等の後であっても防災科研は当該知財権にかかる再実施権付実施権を保有可能とします。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めません。

(5-7) 終了時の知財権取扱いについて

- ・研究開発終了時に、保有希望者がいない知財権等には、知財委員会において対応（放棄、あるいは、防災科研等による承継）を協議します。

(5-8) 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加について

- ・当該国外機関等の参加が課題推進上必要な場合、参加を可能とします。
- ・適切な執行管理の観点から、研究開発の受託等にかかる事務処理が可能な窓口または代理人が国内に存在することを原則とします。
- ・国外機関等については、知財権は防災科研等と国外機関等の共有とします。

(6) 評価に関する事項

GB による毎年度末の評価の前に、PD 及び研究責任者による自己点検を実施するとともに、管理法人において専門的知見を踏まえた外部有識者によるピアレビューも実施します。ピアレビューでは、社会実装に向けた出口戦略を含めエビデンスやグ

ローバルな視点の他、活用する側の視点、本分野の専門的知見を有する者からの視点に基づく客観的かつ技術的専門性の高い評価を実施し、研究責任者等に対して必要な助言を与え、自律的にも改善可能な体制とします。

(7) 出口戦略

・ 出口指向の研究開発推進：

実装イメージを当初から設定し、研究開発の実装先となる関係機関が当初から参画し、ユーザーサイドのニーズを研究開発段階から反映していくことで確実な社会実装を実現します。

各研究開発テーマごとに訓練や実際の災害現場で実証を行い、実証結果を研究にフィードバックさせることで段階的な実装と横展開を推進します。

「避難・緊急活動支援統合システム」は、各省庁等が災害対応の充実を図るためそれぞれのシステムを運用するとともに、政府としての応急活動等に必要なものについて、関係機関と連携しつつ、内閣府が運用し、「市町村災害対応統合システム」は、既存システムの更新時期に併せて導入を促進します。

衛星データの共有システムは協調領域として整備されるため、本事業のみならず、幅広い研究開発やビジネス等の分野での活用も期待されます。なお、第1期 SIP での開発技術、革新的研究開発推進プログラム (ImPACT) での開発技術を可能な限り活用します。

また、内閣府と自治体、そして自治体間で情報交換する場を設置するとともに、実装を後押しする政府の自治体支援施策を積極的に活用します。

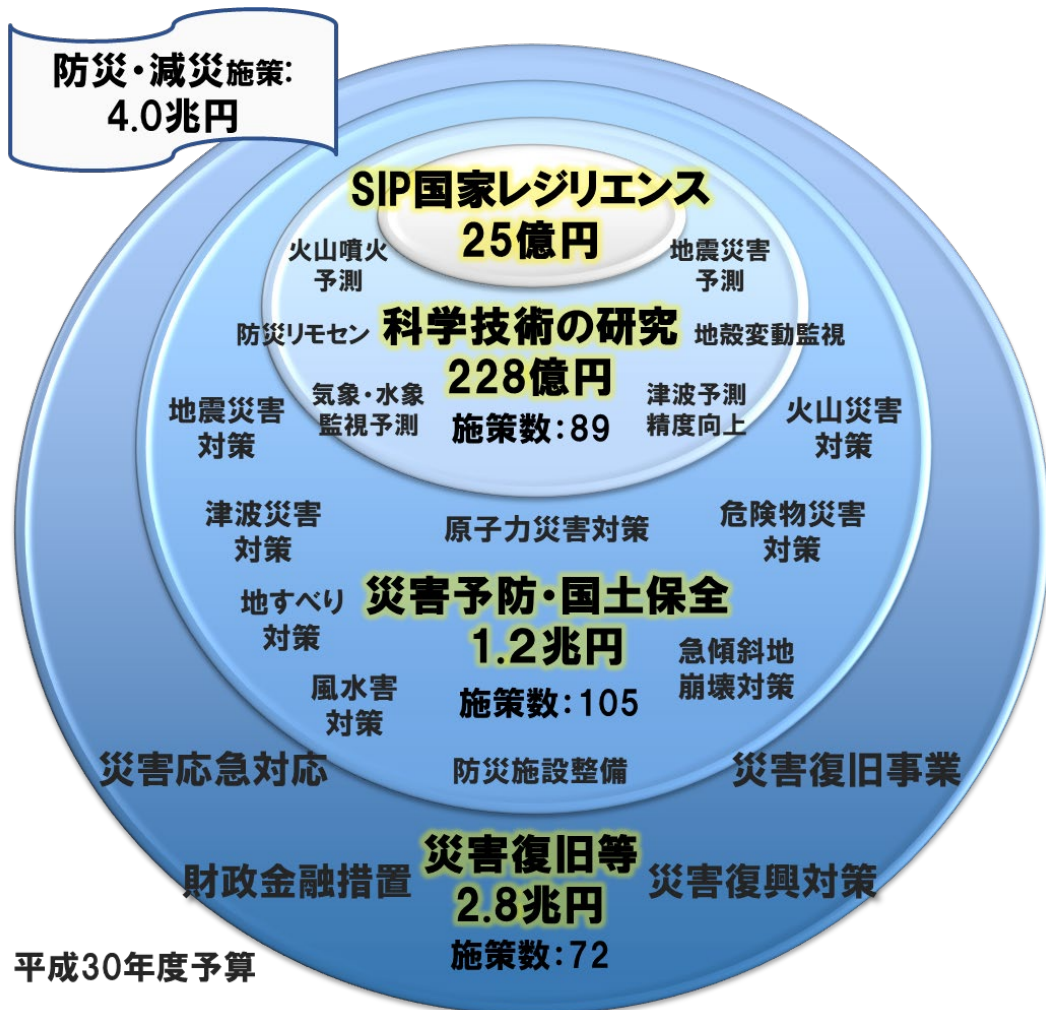
・ 普及のための方策：

研究開発成果の社会実装を推進し一般市民への広報をさらに充実するため、広報体制を強化し、ターゲット、手法、コンテンツを検討し、戦略的に実施します。具体的には、防災関係者が集まる会議の場における PD によるトップセールスや、国内外への発信および国際連携についての拡充を図るため、内閣府主催の Society 5.0 世界向け発信事業や世界地震工学会議等、各種展示会等への出展、シンポジウムの開催等を行います。

II. 募集に関する主要事項

1. 具体的な実施内容

内閣府発行の防災白書によれば、我が国では防災・減災施策に約4兆円の国費が投じられています。そのうちの約7割が災害復旧等に、約3割が既存技術を利用した事前の備え（災害予防・国土保全）に投じられており、当課題で実施しているような防災分野の科学技術の研究開発には、約230億円が投じられているにすぎず、新規技術の研究開発への投資が極めて限定的となっているものと考えられます。



ここで、防災・減災という観点から、改めて、全体像を俯瞰し、特に、SIPは、先端科学技術をもってして、社会の仕組みの変革を目指すことを意図しており、改めて、防災のあるべき姿を示し、どのような課題があり、どう解決するか、新しいアイデアが必要である。どう逃げるかだけでなく、プロアクティブな対応が必要であることを踏まえ、グランドチャレンジとして取り組むべき課題について具体的な提言を求めるものである。従って、1. 領域（災害、構造物） 2. 防災の機能と役割 3. 予算の時間推移 4.

防災分野研究のあるべき姿として、以下の調査分析を行う。ただし、5. に示すように調査開始とともに描く全体像の方向性については、有識者との協議を踏まえて進める。

1. 防災・減災の扱う領域の整理

- (1) 領域を3種類の自然災害とし、防災・減災の対象となる構造物施設を2種類に区分けする。

<領域>：地震災害（+津波）、風水害（+地盤）、火山噴火災害

<構造物施設>：

公的構造物施設

インフラ：国土保全・道路・鉄道・河川・港湾.

ライフライン：通信・エネルギー・上下水道.

公的建築物：医療・庁舎・管理建物. その他

私有構造物施設

住宅、生産施設、商業施設等

- (2) 自然災害のハザードレベル（法等で規制されたレベル）に対応する構造物施設の整備レベル（構造物そのものと構造物を運営・管理する対応組織の準備状況）

2. 領域毎の防災・減災施策の役割と機能の整理

- (1) 執行された予算が、各領域のどの機能に使われ、どのような役割を果たしているかを分類する。

予算：国・地方自治体・民間

役割：予測、予防、対応

機能：観測、補強、改修、研究開発

- (2) 役割の達成状況と機能の性能評価

当初の期待に対して役割の達成状況と、経年による構造物施設の劣化を考慮した機能の性能を評価

- (3) 機能としての研究開発に関連して、活用されている技術（先端的技術）を俯瞰し、財政制約下で技術により技術面から機能の向上と効果的に役割を達成できる課題を挙げる。

3. 予算の時間推移の整理

- (1) 政府系予算では、防災白書に基づき、各府省庁の防災施策について、予算額の時間推移の実態を把握する（予算要求過程と執行結果も調査）。
- (2) 地方自治体予算では、議会資料と広報資料に基づき、複数の被災自治体と非被災自治体の防災施策について、予算額の時間推移の実態を把握する

(国の予算との連携も調査)。

- (3) 民間系予算では、決算等公表資料に基づき、指定公共機関として災害対策基本法示されている企業の防災対策予算の時間推移の実態を把握する(国・自治体の補助制度の活用状況も調査)。

4. あるべき姿の整理

- (1) 全領域での防災・減災を効率的に進めるための、3つの役割と4つの機能のバランスをとった、予算配分を具体化する。
- (2) 予測と予防は、当初の役割を達成し、機能の性能も良好(当初、想定された以上のハザードに対しては、当然、役割を達成することはできず、機能も不十分となる)
- (3) 将来(気候変動、南海トラフ、将来の社会変化(人口、人口分布))の状況を踏まえた総合的なリスク評価(システムティックリスクを含む)に基づく防災対策を検討する。
- (4) 対応の役割とその機能(「研究開発」)が欠けている実態を明示する。

5. 基礎調査として実施すべき事項

(1) 基礎調査

上記の1～3項に関連して以下の基礎調査を実施する。調査はできるだけ定量的なものとする。下記に示す定量評価の例を標準とし、進捗の過程で必要な調査を確定する。

定量的評価の例：

- ✓ 国の防災関連予算
- ✓ 国の対応能力(防災関連設備整備率、参集動員職員数、災害対応実働機関動員数)
- ✓ 地方自治体の防災関連予算
- ✓ 地方自治体の対応能力(防災関連設備整備率、自治体職員数、消防団員数等)
- ✓ 指定公共機関の防災関連予算
- ✓ 指定公共機関の対応能力(防災関連設備率、自主防災組織・構成員数等)
- ✓ その他民間企業の防災関連予算
- ✓ その他民間企業の防災対応能力(BCP整備状況、自主防災組織・構成員数等)

(2) 中間報告

全体像をまとめていく過程で、上記の1～3を「A3判1枚」にまとめた資料を、CSTI及びSIP総括に中間報告として示す。中間報告は、1回、

6月を目標とする（CSTIとSIP総括のフィードバックによって第2回目の中間報告を行う場合もある）。

- (3) 有識者で構成される検討会、ワーキンググループ等の設置及び開催
本事業に対する助言・協力を得るため、本事業にふさわしい専門家を日本学術会議や各学会より選出し、有識者で構成される検討会を設置・運営する。必要に応じて、検討会の下にワーキンググループ等を設置・運営する。

- (4) 最終報告
10月下旬までに調査分析結果をとりまとめ、PDへ報告する。

2. 事業規模

2500万円程度

3. 事業期間

2020年度（1事業年度）

4. 採択件数

1件

5. 応募の要件

応募は、日本国内の以下の研究機関等を対象とします。一つの機関による「単独提案」、複数機関による「チーム提案」が可能です。「チーム提案」の場合、代表機関より応募してください。

- ✓ 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
- ✓ 国立研究開発法人、独立行政法人等の公的研究機関
- ✓ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、防災科研が認めるもの
- ✓ 民間企業（法人格を有する者）等

また、応募に際しては、以下の要件を満たしている必要があります。

- ✓ 本プログラムの趣旨を踏まえ、事業の遂行及び達成に必要な組織、人員等を有していること
- ✓ 委託契約を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること
- ✓ 防災科研が施策を推進するうえで必要となる措置について、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること

- ✓ 暴力団等に該当しないこと

6. 選考について

(1) 選考の流れ

① 形式審査

防災科研が、提案が応募の要件を満たしているかについて審査します。要件を満たしていない場合は、以降の審査対象外となります。

② 書類審査

公募審査委員会が、応募された提案書類を審査し、面接審査の対象となる応募者を選考します。

③ 面接審査

公募審査委員会が面接審査を実施します。面接審査には応募者本人が出席して下さい。なお、日本語での面接を原則としますが、困難な場合、英語での面接も可能です。

④ 提案の採択・実施機関の決定

公募審査委員会による審査結果に基づき、PD及び内閣府の了承を経て提案の採択・実施機関を決定します。

審査は非公開で行い、選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵守します。なお、選考の経過に関する問い合わせには応じられません。

採択の過程で、実施内容及び体制の一部変更、提案額の見直し等、応募内容修正等の条件を付す場合があります。

(2) 評価基準

別添1の審査要項に示す評価基準に従い審査を行います。

(3) 利害関係者の選考への不参加

応募者の利害関係者は選考には関わりません。

利害関係者とは、以下の者をいいます。

- ・ 応募者等と親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者。
- ・ 応募者等と大学等の研究機関において同一の学科、研究室等または同一の企業に所属している者。
- ・ 応募者等と緊密な共同研究を行う者。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、応募者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

- ・ 応募者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- ・ 応募者等提案の採否又は評価が直接的な利害につながると見なされるおそれがある対立的な関係若しくは競争関係にある者。
- ・ その他 PD が利害関係者と判断した場合。

(4) 選考結果の通知等

- ・ 書類審査の結果は、全ての応募者に対し通知します。面接審査の対象となる応募者には、併せて面接審査の実施要領等を連絡します。なお、形式審査で不備があった応募者についても、その結果を通知します。
- ・ 面接審査の結果は、面接審査の対象となった全ての応募者に通知します。

8. 決定後の責務等

(1) 代表者の責務等

① 事業の推進及び管理

- a. 事業計画の立案とその推進に関することをはじめ、所属機関、あるいはチーム提案の場合は参画する機関に対して管理責任を負うこととなります。
- b. 事業の推進に当たっては、PDの研究開発に関する方針に従うものとします。
- c. 防災科研に対する研究開発報告書等の種々の書類を遅滞なく提出していただきます。
- d. 自己点検、防災科研による研究開発評価・経理の調査、不定期に行われる国による会計検査等にご対応をお願いいたします。
- e. 防災科研と代表者が所属する研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及び防災科研の定める諸規定等に従って下さい。

② 研究開発費の管理

チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその執行等）を代表者が所属する研究機関とともに適切に行って下さい。

③ チームメンバーの管理

代表者は、チームのメンバー、特に本事業で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮して下さい。

④ 成果の取り扱い

- a. 知的財産等の取り扱いについては、知財に関する事項に従うことが前提となります。
- b. 国内外での研究開発成果の発表を積極的に行っていただくことを推奨いたしますが、発表により公知となり知的財産権が取得不可とならないよう十分ご留意願います。

- c. 知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願して下さい。
- d. SIP における研究開発成果を論文・学会等で発表する場合は、必ず SIP の成果である旨を明記して下さい
- e. 内閣府及び防災科研が国内外で主催するワークショップやシンポジウム等に研究開発チームのメンバーとともに参加し、研究開発成果を発表して下さい。
- f. その他、成果の取り扱いは、SIP 運用指針、PD・推進委員会及び知財委員会の方針、及び、参画機関間で締結する共同研究契約等の定めに従って適切に行っていただきます。

⑤ 各種の情報提供

事業終了後、一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等にご対応をお願いいたします。

⑥ 国民との科学・技術対話

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日）において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけており、1 件あたり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。

科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、シンポジウム・ワークショップなど国民との科学・技術対話に積極的に取り組んで下さい。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

⑦ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

研究費が国民の貴重な税金でまかなわれていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を防災科研に提出していただきます。

- a. 公募要領等の要件を遵守する。
- b. 研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないこと。

【補足】 共同提案者の責務も、上記に準じます。

（2）研究機関の責務等

研究機関の責務等は、以下のとおりです。応募に際しては必要に応じて、関係する機関等への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

① 研究開発費の管理

研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定／平成26年2月18日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。

また、取得した物品等は、原則として研究機関に帰属します。ただし、研究機関が企業等の場合、委託研究契約に基づき、取得した物品等※の一部は防災科研に帰属します。

※研究機関が企業等の場合、取得した物品等が50万円以上で、かつ使用可能な期間が1年以上のものは防災科研に帰属します。

② 委託研究契約締結手続きに関する協力

研究開発費を受け取る全ての研究機関は、防災科研が提示する内容で委託研究契約を締結していただきます。効果的な研究開発の推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きにご協力をお願いいたします。なお、委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあります。

③ 参画研究機関間の共同研究契約等の締結

それぞれの研究開発チームの全参画機関間で共同研究契約、あるいは覚書等（以下、「共同研究契約等」とする）の取り交わしを行っていただきます。

当該共同研究契約等では、研究責任者が決定時に提出する研究計画書を踏まえ、研究開発成果・知財の取り扱い、秘密保持等の情報規約、各機関の役割分担について定めていただきます。当該共同研究契約等は、全ての参画機関間で締結されている必要がありますが、契約の形態（一対一契約か複数者契約か）については問いません。共同研究契約等が締結された時点で、その写しを防災科研に提出していただきます。提出していただいた写しは体制の把握をするためだけに用い、非公開となります。

SIP 研究開発に係る特許出願及び成果の外部発表は、当該共同研究契約等の締結が完了するまでは、当事者同士の事前の承認が必要となります。

④ 適正な経理事務と調査対応

委託研究契約書及び防災科研が定める「委託研究契約事務処理説明書」に基づいて、研究開発費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行って下さい。また、防災科研に対する所要の報告等、及び防災科研による経理の調査や国の会計検査等に対応して下さい。

⑤ 産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）について

委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）が適用されて研究機関に帰属した知的財産権が、出願及び設定登録等される際は、防災科研に対して所要の報告をして下さい。また、第三者に譲渡及び専用実施権等を設定する際は、防災科研の承諾が必要です。

⑥ 知的財産権の帰属・取り扱いについて

委託研究の実施に伴い発生する特許等を受ける権利について、研究機関に帰属する旨の契約を当該研究に参加する研究者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。

また、知的財産権の取り扱いについては、SIP 運用指針、PD・推進委員会及び今後研究開発項目ごとに設置される知財委員会の方針、及び、参画機関間で締結する共同研究契約等の定めに従って適切に行っていただきます。

⑦ 研究倫理教育教材の履修義務

研究上の不正行為を未然に防止するため、研究機関は全ての研究開発参加者に対し、研究倫理教育に関するプログラムの履修義務を周知徹底し、研究開発参加者の履修プログラムの名称、履修完了日等を確認し、研究開発参加者全員の研究倫理教育教材の履修完了について、指定した書式により防災科研へ報告していただきます。

9. 研究開発課題提案書（様式）の記入要領

別途指定する様式及び記入要領に従い、提案書を作成してください。

Ⅲ. 募集に関する一般事項

1. 提案書の作成・提出について

- ✓ 提案書は日本語で作成してください。
- ✓ 提案書の提出は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行ってください。e-Rad のログイン ID、パスワードが必要になります。
- ✓ 提出期限 2020 年 5 月 21 日(木)正午

2. 経費の使途について

研究開発費（直接経費）の使途については、以下のとおりです。

- a. 当該事業の遂行に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。
- 1) 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
 - 2) 旅 費：研究者等の旅費、当該事業の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
 - 3) 人件費・謝金：
当該事業を遂行するために直接必要な研究員、技術員、研究補助員等で、研究開発実施計画書に研究参加者として登録がある者の人件費（但し、代表者を除く）、講演依頼謝金等。また、人件費支出に係る詳しい要件等は、委託研究契約事務処理説明書等をご確認ください。
 - 4) その他：上記の他、当該事業を遂行するために必要な経費。
研究開発成果発表費用（論文投稿料、印刷費用等）、機器リース費用、運搬費等費目の具体的な定義については、研究開発費を受託する研究機関の規則・規定に従います。
- b. 「国民との科学・技術対話」に関する経費に関しても、直接経費から支出可能です。
- c. 以下の経費は研究開発費（直接経費）として支出できません。
- 1) 当該事業の目的に合致しないもの
 - 2) 間接経費としての使用が適当と考えられるもの
 - 3) 代表者の人件費

(注) 研究開発費（直接経費）からの支出が適当か否かの判断が困難な場合は、防災科研へお問い合わせください。

3. 間接経費について

本委託研究契約による研究費をより効果的・効率的に活用できることを目的に、本委託研究を実施するに必要な機関の管理等に必要な経費を、間接経費として、原則、直接経費の 15%を上限に手当することが可能です。

間接経費の主な使途としては、以下をご参照下さい。

間接経費の主な用途の例示

受託機関において、本委託研究契約による研究の実施に伴う機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とします。下記の例示に記載があっても、本委託研究の管理等に関連がない経費への支出はできません。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ス) 研究成果展開事業に係る経費

(セ) 広報事業に係る経費

など

4. 繰越しについて

当該年度の研究開発実施計画に沿った研究推進を原則としますが、単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄使いや不正経理の一因となることに配慮し、研究開発実施計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。（繰越制度は、複数年度契約を締結する機関を対象とします。）

詳細は、委託研究契約事務処理説明書をご確認下さい。

5. 応募に際しての注意事項

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は事業の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。
 - 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。
- (1) 提案書記載事項等の情報の取り扱いについて
- 提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。
 - 採択された機関・代表者に関する情報等の取扱い
決定された代表者に関する情報（所属研究機関名、代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。
提案書は、選定後、研究推進のために防災科研が使用することがあります。
 - 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から内閣府への情報提供
文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。
- (2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置
- 不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

【「不合理な重複」及び「過度の集中」に対する措置について】

(ア) 「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人を含む。）の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額（以下「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- 1) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先（sip_resilience@bosai.go.jp）まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(イ) 「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の取消し等を行うことがあります。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 2) 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の年間の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、巻末のお問い合わせ先

（sip_resilience@bosai.go.jp）まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」（平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）より）

- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます（様式7）。

これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）^{※1}等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案が不採択、採択取り消し、又は研究開発費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究開発費が減額配分となる場合があります。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。
- 研究提案者が2020年度および2021年度に他の制度・研究助成等で1億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計1億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、巻末のお問合せ先（sip_resilience@bosai.go.jp）まで速やかに連絡してください。

（3）研究開発費の不正な使用等に関する措置

- 本事業において、研究開発費を他の用途に使用したり、防災科研から研究開発費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究開発課題に関して、研究の中止、研究開発費等の全部または一部の返還を求めます。
- 本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて次表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、

^{※1} 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

^{※2} 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究開発代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度^{※3}において、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます。）
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度^{※3}において申請及び参加が制限される場合があります。
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

【不正使用等の申請等資格制限】

不正使用及び不正受給への関与による区分	研究費等の不正使用の程度		相当と認められる期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※1	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—		5年
不正使用に関与してい	—		善管注意義務を

※3 「他の競争的資金制度」には、平成30年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成29年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的な対象制度については以下URLをご覧ください。

【URL】 https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin30_seido_ichiran.pdf

ないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年
-------------------------------	--	---------------------------------

以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知します。

※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

- 本事業の研究開発課題に関して、研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）が認められた場合には、不正行為の悪質性等も考慮しつつ、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、次表の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。制限の期間は、原則として、1年から10年間とします。なお、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究開発代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

【不正行為の申請等資格制限】

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの方と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

- 本事業において、研究活動の不正行為があったと認定され申請及び参加資格の制限が措置された場合、当該研究者の不正行為の内容を、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文科省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に対して情報提供を行います。その結果、文科省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。
- 文科省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の国立研究開発法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により応募及び参加の制限

が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格が制限されます。

- 本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）について、原則公表することとします。

(5) 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

- 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が国費であることを十分認識するとともに、関係する法令等を遵守し、本事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為等を未然に防止する措置を講じることが求められます。

具体的には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

[※]「不正行為等」とは、以下に掲げる「不正行為」、「不正使用」及び「不正受給」を総称していいます。

ア「不正行為」とは、研究活動において行われた故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用

イ「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく競争的資金等の使用、競争的資金等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは応募要件又は契約等に違反した競争的資金等の使用

ウ「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択されること

- 「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究不正行為チェックリスト」について

- ・研究機関^{※4}は、公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下後者を「研究不正行為チェックリスト」という。）により定期的に文部科学省へ報告するとともに体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。
- ・新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始（委託研究契約締結日）までに上記2種類のチェックリスト（以下「両チェックリスト」という。）を府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いて文部科学省へ提出してください。なお、「体制整備等自己評価チェックリスト」と「研究不正行為チェックリスト」は e-Rad を使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので注意してください。
- ・他事業の応募等により、その有効期限が当該事業年度も含まれる両チェックリストを既に提出している場合は、委託研究契約締結に際して、新たに提出する必要はありませんが、「体制整備等自己評価チェックリスト」は公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌事業年度以降も継続して事業を実施する研究機関は、改めてその提出が必要となります。また「研究不正行為チェックリスト」の定期報告も含め、e-Rad に登録された「事務代表者」宛でのメール連絡および文部科学省のHPにより両チェックリストの提出に関する周知が行われる予定ですので、最新情報を確認の上、ご作成ください。
- ・チェックリストの提出にあたっては、研究機関においてe-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への登録を行っていない研究機関にあつては、早急に手続きをお願いします（登録には通常2週間程度を要します）。手続きの詳細は、以下のe-Rad 所属研究機関向けページの「研究機関の登録申請の方法」をご覧ください。

○e-Rad「研究機関の登録申請の方法」

<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

※ チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Rad に「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

< 提出方法の詳細等 >

提出先および提出方法の詳細等	
体制整備等自	文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

※4 研究責任者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

己評価チェックリスト	https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm
研究不正行為チェックリスト	文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 研究公正推進室 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm
e-Rad への研究機関の登録 e-Rad の操作方法	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク 電話：0570-066-877 受付時間：9:00～18:00 (平日) (土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

○ 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査および研究活動の不正行為への対応等に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、改善事項およびその履行期限を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金のうち、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人から配分される間接経費の削減（段階に応じ最大15%）、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

(6) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

○ 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

○ 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）

しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

【お問い合わせ先】

国立研究開発法人 防災科学技術研究所

戦略的イノベーション推進室

〒305-0006 茨城県つくば市天王台三丁目1番地

E-mail: sip_resilience@bosai.go.jp ※

※土曜日、日曜日、祝祭日に頂いたメールは休日明けの回答になることを、予めご了承下さい。